

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	医療扶助におけるオンライン資格確認導入に係る生活保護システムの改修等について（委託内容の変更）
----	---

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（業務委託）

（担当部課：福祉部生活福祉課、保護担当課）

事業の概要

事業名	医療扶助におけるオンライン資格確認導入
担当課	生活福祉課、保護担当課、情報システム課
目的	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)を受け生活保護法の改正により全国一律の事務処理として創設された「医療扶助におけるオンライン資格確認業務」に対応するため。
対象者	生活保護受給者(日本国籍を有しない者を含む)
事業内容	<p>1 概要</p> <p>令和3年6月に成立した「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)により改正した生活保護法に基づき、生活保護の医療扶助において、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認を導入する。また、オンライン資格確認の導入と合わせ、健康管理指導を強化する。</p> <p>オンライン資格確認について、福祉事務所が生活保護システムで保有している生活保護受給者の資格情報・医療券情報・調剤券情報を、社会保険診療報酬支払基金(以下、「基金」という。) ・国民健康保険中央会(以下、「中央会」という。))が管理する医療保険者等向け中間サーバー等及びオンライン資格確認等システムに登録する。オンライン資格確認等システムに登録することで、円滑に医療機関等は資格確認を行うことができる。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>上記の事業実施にあたり、オンライン資格確認等システムを管理し、基金へ登録した対象者の資格情報等の収集・整理・管理を行う業務については、基金に委託する。(令和5年度第3回新宿区個人情報保護管理運営会議で承認済み。)</p> <p>今回、基金より、基金における医療保険者等向け中間サーバー及びオンライン資格確認等システムに係る運用保守業務を再委託することについて事務連絡が発出された。当該再委託先については、ISO27001及びISMS認証を取得しており、個人情報の取扱いの安全性を確保できることから再委託する。なお、区市町村の委託契約については、契約事務を都に委任し、都と基金で契約することとされている。</p> <p>3 生活保護受給世帯数(令和5年4月1日時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給世帯数・・・・・・・・・・8,721世帯 ・受給人員・・・・・・・・・・9,746人 <p>※個人情報の流れは、資料49-1のとおり</p>

別紙(業務委託)

◇業務委託(第3条第1項第3号)

件名 医療扶助におけるオンライン資格確認導入に伴う各システムの運用業務の委託について(委託内容の変更)

※太字ゴシック(下線)が、令和5年度第3回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	生活福祉課、保護担当課
登録業務の名称	医療扶助におけるオンライン資格確認業務
委託先	社会保険診療報酬支払基金(以下、「基金」という)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【対象者に係る情報項目】資料4-9-2のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(医療保険者等向け中間サーバー等、オンライン資格確認等システム)
委託理由	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)を受け生活保護法の改正により全国一律の事務処理として創設された「医療扶助におけるオンライン資格確認業務」に対応するため。なお、マイナンバーカードによる医療扶助のオンライン資格確認の実施にあたっては、基金が管理する医療保険者等向け中間サーバー等、オンライン資格確認等システムを活用する必要があるため。
委託の内容	1. 生活保護受給者の資格情報・医療券情報等の収集・整理・管理等 2. オンライン資格確認導入に伴い、医療保険者等向け中間サーバー等、オンライン資格確認等システムの 運用保守に係る業務【再委託】
委託の開始時期及び期限	令和5年10月1日から令和6年3月31日まで (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 医療扶助におけるオンライン資格確認導入に伴う各システムの運用業務の再委託について

保有課(担当課)	生活福祉課、保護担当課
登録業務の名称	医療扶助におけるオンライン資格確認業務
委託先	<p>【委託先】 社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という）</p> <p>【再委託先】 委託先が指定する業者 ※令和5年度は日本電気株式会社（ISO27001 及び ISMS 取得事業者）および富士通株式会社（ISO27001 及び ISMS 取得事業者） ※再委託先は、基金と同等以上の個人情報にかかる安全管理措置を備えることを条件としている。</p>
再委託に伴い事業者処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	【対象者に係る情報項目】資料49-2のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体（医療保険者等向け中間サーバー等、オンライン資格確認等システム）
再委託理由	基金より、基金における業務を再委託することについて事務連絡が発出された。当該再委託先については、ISMS (ISO27001) 認証を取得しているなど、個人情報の取扱いの安全性を確保できることから再委託する。
再委託の内容	オンライン資格確認導入に伴い、医療保険者等向け中間サーバー等、オンライン資格確認等システムの運用保守に係る業務
再委託の開始時期及び期限	令和5年10月1日から令和6年3月31日（次年度以降も、同様の業務委託を行う。）
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり